

昨日 21 時に、以下のとおり海上保安庁から福島原発沖の航行警戒区域の変更と、緊急時避難準備区域の設定について発表がありました。

20 キロ圏内が立ち入り禁止、20 キロ～30 キロが緊急時避難準備区域（立ち入り可能）となります。

警戒区域設定等、

二管区地域航行警報 番号 2 4 0、4 月 25 日 2100 発表

本州東岸、福島県沿岸、

（ 1 ）警戒区域、

4 月 22 日 0000、福島第一原子力発電所（37-25.5N 141-02.0E）から半径 20 キロメートル圏内は、原子力災害対策特別措置法に基づき、警戒区域に設定され、立入が制限されている。

（ 2 ）緊急時避難準備区域、

同発電所から半径 20 キロメートルから 30 キロメートル圏内海域、船舶は緊急時に避難が可能な準備を行い立ち入りされたい。

（二管区地域航行警報 番号 192 削除）

<http://www1.kaiho.mlit.go.jp/TUH0/nmj.html>